

# NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

## キャリアアップ助成金が令和3年度から変わります

### ～ 令和3年4月1日以降変更点の概要～

<h3>正社員化コース</h3>	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成 有期→正規: <b>57万円 他</b>	
<h3>支給要件の変更</h3> (赤色の文字が改正点)	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金(※)を比較して <b>3%以上</b> 増額していること ※ 基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、 <b>賞与は含めない</b> こととします。	
<h3>障害者正社員化コース</h3>	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成	
<h3>新設</h3> (障害者雇用安定助成金からの移管)	重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換 中小企業120万円(中小以外90万円)他
	重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者者等	有期雇用から正規雇用への転換 中小企業90万円(中小以外67.5万円)他
<h3>健康診断制度コース</h3>	本コースは、令和3年度から諸手当制度等共通化コースに統合します。	
<h3>諸手当制度等共通化コース</h3>	有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合、または有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	
<h3>支給要件の変更</h3> (赤色の文字が改正点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①賞与</li> <li>②役職手当</li> <li>③特殊作業手当・特殊勤務手当</li> <li>④精皆勤手当</li> <li>⑤食事手当</li> <li>⑥単身赴任手当</li> <li>⑦地域手当</li> <li>⑧家族手当</li> <li>⑨住宅手当</li> <li>⑩時間外労働手当</li> <li>⑪深夜・休日労働手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①賞与</li> <li>②家族手当</li> <li>③住宅手当</li> <li>④退職金</li> <li>⑤健康診断制度</li> </ul> (注)上記①～④について、以下の支給または積み立てなどを行った事業主が対象です。 ①6か月分相当として50,000円以上支給 ②③1か月分相当として1つの手当につき3,000円以上支給 ④月3,000円以上積み立て なお、⑤については各種加算措置(1)の対象となりません。
選択的適用拡大導入時処遇改善コース 令和4年9月末まで延長します。	短時間労働者労働時間延長コース 令和4年9月末まで延長します。	キャリアアップ助成金  特定社会保険労務士 中島康之